

令和6年6月24日

橋本市議会議長
森下 伸吾 様

文教厚生建設委員会
委員長 堀内 和久

委員会審査報告書

本委員会に付託の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したから会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

1. 議 件

- 議案第6号 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議案第7号 橋本市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例について

2. 審査の結果

別紙、委員長報告書のとおり、議案第6号及び議案第7号はいずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

委員 長 報 告 書

さる6月20日の本会議において、本委員会に付託された

議案第6号 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例について

議案第7号 橋本市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例について

を審査するため、6月24日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第6号及び議案第7号はいずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第6号及び議案第7号は、家庭の所得額に関係なく、子どもの健康の保持及び増進に寄与するため、令和6年10月から乳幼児医療費及び子ども医療費の支給にかかる所得制限を撤廃するものである。

委員から、所得超過により現在受給資格のない対象者への勧奨通知の発送時期について ただしがあり、7月中に発送を予定している との答弁がありました。